

鳥羽市全員協議会会議録

令和6年12月10日

○出席議員（１２名）

１番 世 古 雅 人
４番 瀬 崎 伸 一
６番 濱 口 正 久
８番 河 村 孝
１０番 木 下 順 一
１２番 尾 崎 幹

２番 山 本 欽 久
５番 南 川 則 之
７番 山 本 哲 也
９番 戸 上 健
１１番 坂 倉 広 子
１３番 世 古 安 秀

○欠席議員（なし）

○職務のために出席した事務局職員

事 務 局 長 岩 井 太
議 事 総 務 係 岡 村 なぎさ
書 記

次 長 兼 平 山 智 博
議 事 総 務 係 長

(午後2時00分 再開)

○河村 孝議長 皆さん、本会議に引き続きお疲れさまでございます。

ただいまから全員協議会を再開いたします。

本日の案件につきましては、ドライブに共有しております事項書のとおりでございます。

それでは協議事項に入ります。

協議事項1、議会協議事項について

① 鳥羽市議会個人情報保護条例の一部改正についてであります。

詳細については事務局より説明いたします。

平山次長。

○平山次長兼議事総務係長 事務局平山です。よろしくお願いします。

昨日ですね、行政常任委員会のほうでも執行部からの説明にありましたが、この度、刑法の一部を改正する法律の施行に伴い、懲役及び禁錮刑が廃止されまして、拘禁刑が創設されることから、令和4年度に、議会で制定しました鳥羽市議会個人情報保護条例についても、同様の改正を行う必要が生じております。

具体的には資料の新旧対照表のほうご覧いただきたいんですけど、鳥羽市議会個人情報保護条例の第53条、第54条、第55条に、それぞれ懲役の表現が含まれておりますので、そちらを拘禁刑に改正することになります。

また、こちらについても執行部と同様に検察庁と事前協議が必要となりますけど、執行部の改正とあわせて協議済みでありますので、ご承知おきください。

また附則のほうですが、施行期日については、刑法等の一部を改正する法律の施行の日としておりますが、昨日の執行部の説明にもあったとおり、同法律は令和7年6月1日の施行を予定しておりますので、その旨申し添えいたします。

その他、執行部提案と同様に経過措置のほうを定めております。

なお、発議にあたっては、この条例を制定したときと同様に、議会改革推進特別委員会の正副委員長を提出者及び賛成者として提案したいと思います。

事務局の説明は以上です。

○河村 孝議長 事務局の説明は終わりました。

この件につきましては、もう皆さんご存じですね、文言の変更というところだけでございますので、簡素化して、全員協議会で皆さんのご異議がなければ、議会改革推進特別委員会の正副委員長の名前で発議ということにさせていただきたいと思います。

また、平山次長から説明があったように、12月中というふうに表示させてもらってますのでちょっとまだ流動的でございます。

ただ、検察庁等々、罰金刑等々がございまして、そういった組織との調整が必要になるので、なるべく12月中に採決したいという旨でございますのでご了承願います。

この件につきましてその他ご質疑があれば、お願いいたしますと思いますけども。

(「なし」の声あり)

○河村 孝議長 それではないようでございますので、事務局から説明のあったとおり１２月の議会中においての追加の発議としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○河村 孝議長 ご異議がないようでございますので、この件につきまして、１２月の議会において追加で発議し、同日に表決いたします。

以上で本日の協議事項は全部終了いたしました。

これをもって全員協議会を散会いたします。

(午後２時０４分 散会)

議長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和6年12月10日

鳥羽市議会議長 河 村 孝